

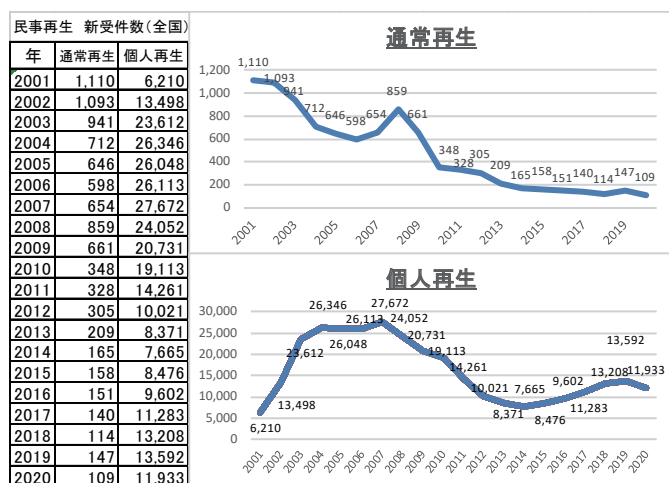
連載コラム:コロナ禍での倒産案件の動向①—民事再生編—

1 はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大が本格化した2020年4月頃は、メディアなどで、2020年は企業の倒産件数が大幅に増加するのではないか、という予測が少なからず見受けられました。もともと、実際には、企業の倒産、特に民事再生は大きく減少しました。2020年の倒産動向については民間信用情報機関等で発表されていますが、法的倒産案件の具体的な件数に触れたものはあまりみかけないように思いますので、何回かに分けて紹介したく考えています。今回は民事再生編です。

2 民事再生の利用状況

民事再生には、①主に企業の事業再生に活用される「通常再生」、及び②個人のみが利用可能な「個人再生」の2種類があります。この2つの手続のこれまでの利用状況は以下のとおりです²。



3 企業の民事再生(通常再生)

(1) 2001年から2020年

グラフ(図1)のとおり、通常再生の案件数は2008年(リーマンショック)以降減少傾向となり、2020年には全国で109件とな

1: https://www.tsr-net.co.jp/news/status/yearly/2020_2nd.html

2: 第一東京弁護士会総合法律研究所倒産法研究部会編「中小企業のための再生手続活用ハンドブック」31、521頁(2021年、きんざい)

宮本 聡
So Miyamoto

PROFILEはこちら



り、過去最も低い数字となりました(通常再生には負債総額が5000万円超の個人の民事再生も含まれていることから、通常再生を利用した企業は実際には109よりも少ないと思われます。)

通常再生の減少の理由としては、事業再生ADRや再生支援協議会の事業再生手続の利用が浸透し、民事再生が最後の手段として位置付けられる傾向が強まっていること、コロナ禍にあつては資金繰りに窮した企業が公的資金繰り支援を受けやすくなっていること等が考えられます。

(2) 2021年1月から8月6日までの動向(速報値)

2021年1月から8月6日までの官報にて公告された東京地裁の通常再生の事件数は35件でした。2020年の東京地裁の通常再生は33件でしたので、2021年の東京地裁の通常再生は2020年よりも増えることが確実であり、今後の推移が注目されます。

4 個人再生

グラフ(図1)のとおり、個人再生の案件数は2008年以降減少傾向となるものの、2014年以降は増加傾向に転じており、通常再生とは異なった推移をしています。2020年(11,933件)は前年度(13,592件)に比べて若干減少したものの、それでも利用件数が最も少なかった2014年(7,665件)を大幅に上回っています。個人再生の利用が堅調な理由としては、①個人再生が通常再生に比べ簡易・迅速な手続であること、②個人再生は手続を取っても債務者が所有する自宅を残すことも可能なこと、③個人は、企業と異なって公的な資金繰り支援や再生支援等を受けにくいこと等が考えられます。

次回は「コロナ禍での倒産案件の動向—破産編」の予定です。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。